

北上市告示甲第22号

北上市優良建築物等整備事業補助金交付要綱を次のように定め、令和6年4月1日から施行する。ただし、この告示は、令和14年3月31日限り、その効力を失う。

令和6年3月21日

北上市長 八重樫 浩 文

北上市優良建築物等整備事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1 この告示は、土地の利用の共同化、高度化等に寄与する優良建築物等の整備を行い、良好な市街地環境の形成及び市街地の活性化に寄与する事業に対して、予算の範囲内で北上市優良建築物等整備事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、北上市補助金交付規則（平成3年北上市規則第57号）及び北上市補助金交付要綱（平成3年北上市告示第16号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この告示において使用する用語は、優良建築物等整備事業制度要綱（平成6年6月23日建設省住街発第63号。以下「国制度要綱」という。）及び市街地再開発事業等補助要領（昭和62年5月20日建設省住街発第47号）において使用する用語の例による。

(補助対象者)

第3 補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、市内において優良建築物等の整備を行う民間事業者等であって、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 納期の到来した市税（法人以外の団体（以下「団体」という。）にあっては、当該団体の会則、規約等に定める役員に係る納期の到来した市税）の滞納がないこと。
- (2) 北上市暴力団排除条例（平成27年北上市条例第28号）第2条第2号に規定する暴力団員でない者であり、かつ、暴力団又は暴力団員と密接な関係を有しない者であること。法人及び団体にあっては、その構成員（役員を含む。）のいずれもが暴力団員でない者であり、かつ、暴力団又は暴力団員と密接な関係を有しない者であること。

(補助対象事業)

第4 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、国制度要綱第2第3号に規定する優良再開発型優良建築物等整備事業のうち共同化タイプ

又は市街地環境形成タイプに該当する事業であって、市長が別に定める未来ビジョン（地区再生計画）の区域において実施するものとする。

（建築物及びその敷地の要件）

第5 補助対象事業において整備する建築物及びその敷地は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 関係法令に適合すると認められる建築物であって、未来ビジョン（地区再生計画）で定めるまちづくりの方針と整合していること。
- (2) 建築物の1階又は2階部分に、地域住民及び来街者の利便性向上に資する施設が設けられていること。
- (3) 建築物及びその敷地が地域に適応した景観形成に配慮したものであること。
- (4) 建築物の用途は、風俗営業等の規制及び適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業の用に供しないものであること。

（補助対象経費）

第6 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に係る次に掲げる費用とする。

- (1) 調査設計計画費（事業計画作成費、地盤調査費及び建築設計費をいう。）
- (2) 土地整備費（建築物除却費、整地費及び補償費等をいう。）
- (3) 共同施設整備費（空地等整備費、供給処理施設整備費及びその他の施設整備費をいう。）

（補助金の額）

第7 補助金の額は、補助対象経費の3分の2以内の額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

（事業計画の承認申請）

第8 第9の規定による補助金の交付申請をしようとする者（以下「申請予定者」という。）は、北上市優良建築物等整備事業計画（変更）承認申請書（様式第1号）（以下「事業計画承認申請書」という。）により、市長に申請しなければならない。

2 前項の規定による申請の期限は、補助金の交付申請をしようとする年度の前年度の5月末までとする。ただし、やむを得ない事情があると市長が認めた場合は、補助金の交付を受けようとする年度の前年度の9月末までとすることができる。

3 事業計画承認申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 次に掲げる事項を記載した市長が別に定める事業計画書
 - ア 補助対象事業の実施目的及び内容
 - イ 計画地の概要及び現状の土地利用
 - ウ 全体事業計画
 - エ 全体工程

- オ 資金計画（事業計画全体の収支を示したものに限る。）
- カ 支出金の明細
- キ 資金調達計画
- ク 補助金の交付申請額の算定方法及び経費の配分
- ケ 補助金の交付申請額の算出方法の明細
- コ 費用便益の分析
- サ 補助対象事業の施行区域内の権利者の一覧及び当該権利者に係る補助対象事業の実施の同意書
- シ その他市長が必要と認める事項

- (2) 建築物の計画図面（平面図、断面図及び立面図をいう。）
- (3) 空地等の位置、面積を示す図面及び算定表
- (4) 建築予定地の現況写真
- (5) 建築予定地の公図並びに土地及び建物（既存の建物がある場合に限る。）の登記事項全部事項証明書
- (6) 申請予定者が個人の場合にあっては、住民票の謄本及び市税の滞納がないことを証明する書類
- (7) 申請予定者が法人の場合にあっては、当該法人に係る次に掲げる書類
 - ア 履歴事項全部証明書の謄本
 - イ 定款の謄本
 - ウ 法人の事業概要を説明する資料
 - エ 市税の滞納がないことを証明する書類
- (8) 申請予定者が団体の場合にあっては、当該団体に係る次に掲げる書類
 - ア 会則、規約等
 - イ 役員名簿及び会員名簿
 - ウ 団体の事業概要を説明する資料
 - エ 役員に係る住民票の謄本及び市税の滞納がないことを証明する書類
- (9) その他市長が必要と認める書類

4 市長は、事業計画承認申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適正と認めるときは、事業計画を承認するものとし、その旨を北上市優良建築物等整備事業計画（変更）承認通知書（様式第2号。以下「事業計画承認通知書」という。）により申請予定者に通知するものとする。

5 前項の規定により事業計画の承認を受けた申請予定者は、当該事業計画の内容を変更しようとするときは、事業計画承認申請書に市長が指示する書類を添付して市長に提出し、承認を受けなければならない。

（補助金の交付申請）

第9 第8第4項の規定による事業計画の承認を受けた申請予定者であって、補助金

の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、北上市優良建築物等整備事業補助金交付（変更）申請書（様式第3号。以下「補助金交付申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請するものとする。

- (1) 事業計画承認通知書の写し
- (2) 申請者が個人の場合にあつては、住民票の謄本及び市税の滞納がないことを証明する書類
- (3) 申請者が法人の場合にあつては、当該法人に係る次に掲げる書類
 - ア 履歴事項全部証明書の謄本
 - イ 定款の謄本
 - ウ 法人の事業概要を説明する資料
 - エ 市税の滞納がないことを証明する書類
- (4) 申請者が団体の場合にあつては、当該団体に係る次に掲げる書類
 - ア 会則、規約等
 - イ 役員名簿及び会員名簿
 - ウ 事業概要を説明する資料
 - エ 役員に係る住民票の謄本及び市税の滞納がないことを証明する書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 補助対象事業の実施期間が複数年度にわたる場合は、前項の規定による申請は、当該実施期間に係る年度ごとに行わなければならない。

3 申請者は、前項の規定により実施期間の2年目以降に係る補助金の交付を申請する場合であつて、実施期間の1年目に係る補助金の交付申請において提出した書類の記載事項に変更がないときは、第1項第2号から第4号までに掲げる書類（市税の滞納がないことを証明する書類を除く。）の提出を省略することができる。

（補助金の交付決定）

第10 市長は、第9の規定による申請があつた場合は、その内容の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、適当と認めるときは補助金の交付を決定し、その旨を北上市優良建築物等整備事業補助金交付（変更）決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

（申請の取下げ）

第11 第10の規定による補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付申請の取下げをしようとするときは、当該補助金交付決定通知書を受けた日から起算して15日以内に北上市優良建築物等整備事業補助金申請取下げ書（様式第5号）を提出するものとする。

2 前項の規定により補助金の交付申請が取下げられたときは、当該申請に係る補助金の交付決定はなかつたものとみなす。

（補助事業の変更）

第12 補助事業者は、補助金の交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）の内容又は補助事業に要する経費の配分を変更しようとするときは、補助金交付申請書を市長に提出しなければならない。

（事業の中止又は廃止）

第13 補助事業者は、補助事業の中止又は廃止をしようとするときは、北上市優良建築物等整備事業中止（廃止）承認申請書（様式第6号）に市長が必要と認める書類を添えて市長に申請し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助事業の中止又は廃止の適否について、北上市優良建築物等整備事業中止（廃止）承認（不承認）通知書（様式第7号）により、当該申請をした者に通知するものとする。

3 前項の規定により補助事業の廃止が承認されたときは、補助金の交付の決定は、その承認と同時に取り消されたものとする。

（補助事業の繰越）

第14 補助事業者は、補助事業（その年度に補助金の交付決定があった部分に限る。）が当該年度内に完了しない見込みとなったときは、市長が定める日までに北上市優良建築物等整備事業繰越承認申請書（様式第8号）に市長が必要と認める書類を添えて市長に申請し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定により申請があったときは、その内容を審査し、補助事業の繰越の適否について、北上市優良建築物等整備事業繰越承認（不承認）通知書（様式第9号）により、当該申請をした者に通知するものとする。

（事業の遂行）

第15 補助事業者は、補助事業の遂行状況について、北上市優良建築物等整備事業遂行状況報告書（様式第10号）により、四半期（第4四半期を除く。）ごとに、それぞれ当該四半期の経過後5日以内に市長に報告するものとする。

（実地検査及び遂行命令等）

第16 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し必要な指示を行い、若しくは報告を求め、職員に対し当該補助事業の施行地区、関係書類等を実地に検査させ、又は必要な指示をすることができる。

2 市長は、第15の規定による報告又は前項の規定による報告若しくは検査により、補助事業が補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って補助事業を遂行していないと認めるときは、当該補助事業者に対し、期日を指定し、これに従って補助事業を遂行すべきことを命じることができる。

3 市長は、補助事業者が前項の命令に違反したときは、当該補助事業者に対し、事業の遂行の一時停止を命じることができる。

（事業完了実績報告書）

第17 補助事業者は、各年度の補助事業が完了したとき（廃止の承認を受けたときを

含む。以下同じ。)は、北上市優良建築物等整備事業完了実績報告書(様式第11号)に市長が別に定める内訳書その他の必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 前項の書類の提出期限は、当該補助事業の完了の日(廃止の承認を受けた日を含む。以下同じ。)から起算して10日を経過した日又は補助事業の完了の日が属する会計年度の3月31日のいずれか早い日とする。

3 補助事業者は、第14第2項の規定により補助事業の繰越の承認を受けたときは、補助金の交付の決定のあった年度の翌年度の4月15日までに北上市優良建築物等整備事業年度終了実績報告書(様式第12号)に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第18 市長は、第17第1項の規定による報告があった場合は、その内容の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、当該補助事業が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合していると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、北上市優良建築物等整備事業補助金額確定通知書(様式第13号)により補助事業者へ通知するものとする。

(是正のための措置)

第19 市長は、第18の規定による審査又は現地調査等の結果、当該補助事業の成果が補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に適合しないと認めるときは、期限を指定してこれらに適合させるための措置を補助事業者へ命じることができる。

(補助金の請求及び交付)

第20 第18の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、北上市優良建築物等整備事業補助金請求書(様式第14号)により市長へ請求するものとする。

2 市長は、前項の規定による補助金の交付の請求があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、当該請求をした補助事業者へ補助金を交付するものとする。

(関係書類の整備等)

第21 補助事業者は、補助事業(当該補助事業の実施が複数年度にわたる場合にあつては、その全ての期間に係る補助事業)に係る補助金について経理を明らかにした書類及び帳簿を作成し、当該補助事業が完了した日(補助事業の実施が複数年度にわたる場合にあつては、その実施に係る最終年度の補助事業が完了した日)の属する会計年度の翌年度の初日から起算して5年間、これを保管しなければならない。

2 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、前項の帳簿その他関係書類を提出させ、及び検査することができる。

3 補助事業者は、備品(原型のまま比較的長期の反復使用に耐える物品で、取得単

価20,000円以上のものをいう。)を購入した場合は、台帳を作成し、当該備品の名称、購入年月日、数量、価格、購入先等を明らかにしておかなければならない。

(交付決定の取消し)

第22 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他の不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき又は市長の指示に従わなかったとき。
- (4) この告示に違反したとき。
- (5) 不適當な方法で補助対象事業が実施されているとき。
- (6) その他市長が補助金を交付することが適當でないと認めたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、北上市優良建築物等整備事業補助金交付決定取消通知書(様式第15号)により、当該取消しに係る補助事業者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第23 市長は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分について既に補助金が交付されているときは、補助事業者に対し、北上市優良建築物等整備事業補助金返還命令書(様式第16号)により期限を定めてその返還を命じるものとする。

2 前項の補助金の返還の期限は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消す旨を通知した日から起算して15日とする。

(標示板の設置)

第24 補助事業者は、建築工事完了後速やかに補助事業により整備された建築物であることを示す標示板(様式第17号)を見やすい場所に設置しなければならない。

2 前項の標示板は、耐久性及び耐候性に富み、容易に破損しない材質としなければならない。

(補則)

第25 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

様式第1号（第8関係）

年 月 日

北上市長 様

申請者（個人の場合は、住所及び氏名）

所在地

名称

代表者名

北上市優良建築物等整備事業計画（変更）承認申請書

北上市優良建築物等整備事業補助金の交付を受けるため、北上市優良建築物等整備事業補助金交付要綱第8第1項（第8第5項）の規定により事業計画（変更）の承認を受けたいので、関係書類を添えて事業計画（変更）承認申請書を提出します。

記

事業計画の名称

地区優良建築物等整備事業

様式第2号（第8関係）

第 号
年 月 日

様

北上市長

北上市優良建築物等整備事業計画（変更）承認通知書

年 月 日付けで提出のあった北上市優良建築物等整備事業補助金事業計画（変更）承認申請書について、審査の結果適正と認められるため、北上市優良建築物等整備事業補助金交付要綱第8第4項の規定により承認します。

記

事業計画の名称

地区優良建築物等整備事業

年 月 日

北上市長 様

申請者（個人の場合は、住所及び氏名）

所在地

名称

代表者名

北上市優良建築物等整備事業補助金交付（変更）申請書

年度において、北上市優良建築物等整備事業補助金の交付（変更）を受けたいので、北上市優良建築物等整備事業補助金交付要綱第9第1項（第12第1項）の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

記

- 1 補助事業の名称 地区優良建築物等整備事業
- 2 補助事業の目的及び内容
- 3 補助事業の実施計画（別紙のとおり）
- 4 補助事業の完了予定年月日 年 月 日
- 5 補助申請額 千円
（補助事業に要する経費 千円）
- 6 交付申請額の算出方法等
- （7 変更の概要）

様式第4号（第10関係）

北上市指令 第 号

所在地

名称

代表者名

北上市優良建築物等整備事業補助金交付（変更）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった北上市優良建築物等整備事業補助金について、次のとおり交付（変更）することに決定したので、北上市優良建築物等整備事業補助金交付要綱第10の規定により、通知します。

年 月 日

北上市長



1 補助事業の名称 地区優良建築物等整備事業

2 補助金交付（変更）決定額 金 円

年 月 日

北上市長 様

申出者（個人の場合は、住所及び氏名）

所在地

名称

代表者名

北上市優良建築物等整備事業補助金交付申請取下げ書

年 月 日付けで北上市優良建築物等整備事業補助金の交付を申請しましたが、北上市優良建築物等整備事業補助金交付要綱第11第1項の規定に基づき次のとおり当該申請を取り下げます。

記

- 1 補助事業の名称 地区優良建築物等整備事業
- 2 補助金交付決定年月日 年 月 日
- 3 取下げをする理由

年 月 日

北上市長 様

申請者（個人の場合は、住所及び氏名）

所在地

名称

代表者名

北上市優良建築物等整備事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 号で北上市優良建築物等整備事業補助金の交付の決定を受けましたが、次のとおり当該事業の全部（一部）を中止（廃止）したいので、北上市優良建築物等整備事業補助金交付要綱第13第1項の規定により申請します。

記

- 1 補助事業の名称 地区優良建築物等整備事業
- 2 中止（廃止）を必要とする理由
- 3 中止（廃止）に係る補助事業の内容及び金額（別表のとおり）
 - (1) 交付決定額 千円
 - (2) 廃止申請額 千円
 - (3) 差引額 千円

様

北上市長

北上市優良建築物等整備事業中止（廃止）承認（不承認）通知書

年 月 日付けで申請のあった北上市優良建築物等整備事業中止（廃止）承認申請書について、次のとおり承認（不承認）することに決定したので、北上市優良建築物等整備事業補助金交付要綱第13第2項の規定により、通知します。

記

- 1 補助事業の名称 地区優良建築物等整備事業

- 2 中止（又は廃止）に係る事業の金額
 - (1) 交付決定額 千円
 - (2) 廃止申請額 千円
 - (3) 差引額 千円

年 月 日

北上市長 様

申請者（個人の場合は、住所及び氏名）

所在地

名 称

代表者名

北上市優良建築物等整備事業繰越承認申請書

年 月 日付け 第 号で北上市優良建築物等整備事業補助金の交付の決定を受けましたが、次のとおり本年度内に当該補助金の交付の決定に係る補助事業を完了することが困難となったので、北上市優良建築物等整備事業補助金交付要綱第14第1項の規定により、当該補助事業の実施の繰越を申請します。

記

- 1 補助事業の名称 地区優良建築物等整備事業
- 2 補助金交付申請書に記載した補助事業の完了予定年月日 年 月 日
- 3 変更すべき補助事業の完了予定年月日 年 月 日
- 4 繰越の理由
- 5 補助事業の実施状況表

項目	事業費	契約済 事業費	契約 年月日	契約 工期	当初の完了期日までの 予定出来高（％）	備考

- 6 工程表
- 7 写真その他工事の出来形、進捗状況等を把握することができるもの
- 8 その他市長が必要と認めるもの

様式第9号（第14関係）

第 号
年 月 日

様

北上市長

北上市優良建築物等整備事業繰越承認（不承認）通知書

年 月 日付けで申請のあった北上市優良建築物等整備事業繰越承認申請書について、承認（不承認）することに決定したので、北上市優良建築物等整備事業補助金交付要綱第14第2項の規定により、通知します。

記

補助事業の名称

地区優良建築物等整備事業

北上市長 様

提出者（個人の場合は、住所及び氏名）

所在地

名称

代表者名

北上市優良建築物等整備事業遂行状況報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた北上市優良建築物等整備事業について、北上市優良建築物等整備事業補助金交付要綱第15の規定により、次のとおり報告します。

記

1 補助事業の名称 地区優良建築物等整備事業

2 補助事業の着手年月日 年 月 日
及び完了年月日 年 月 日

3 補助事業の実施状況（ 年 月 日現在）

建築物除却等	未着手	戸	%
	調査中	戸	%
	完了	戸	%
補償等	未着手	件	%
	交渉中	件	%
	完了	件	%
共同施設整備	未着手		%
	工事中		%
	完了		%

年 月 日

北上市長 様

提出者（個人の場合は、住所及び氏名）

所在地

名称

代表者名

北上市優良建築物等整備事業完了実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付の決定のあった北上市優良建築物等整備事業について、次のとおり完了したので、北上市優良建築物等整備事業補助金交付要綱第17第1項の規定により関係書類を添えて報告します。

記

1 補助事業の名称 地区優良建築物等整備事業

2 補助金の交付決定額及びその精算額

補助金交付決定額 円

補助金精算額 円

3 補助事業の実施期間

自 年 月 日

至 年 月 日

4 補助事業の成果

(地区)	計 画	完 了
	補助対象事業費 (円)	補助対象事業費 (円)
調査設計計画		
土地整備		
共同施設整備		
合 計		

5 添付書類

年 月 日

北上市長 様

提出者（個人の場合は、住所及び氏名）

所在地

名称

代表者名

北上市優良建築物等整備事業年度終了実績報告書

年 月 日付け 第 号で繰越の承認の通知のあった北上市優良建築物等整備事業の出来形に係る実績について、北上市優良建築物等整備事業補助金交付要綱第17第3項の規定により次のとおり関係書類を添えて報告します。

記

- 1 補助事業の名称 地区優良建築物等整備事業
- 2 補助事業の実績
- 3 添付書類
事業実施工程表
※種別ごとの事業実施状況がわかるものを添付すること

様式第13号（第18関係）

北上市指令 第 号

所在地

名称

代表者名

北上市優良建築物等整備事業補助金額確定通知書

年 月 日付けで提出のあった北上市優良建築物等整備事業完了実績報告書の内容を審査した結果、当該補助事業が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合していると認められるため、次のとおり補助金額を確定したので、北上市優良建築物等整備事業補助金交付要綱第18の規定により、通知します。

年 月 日

北上市長



- | | | |
|---|-----------|--------------|
| 1 | 補助事業の名称 | 地区優良建築物等整備事業 |
| 2 | 補助金の交付決定額 | 金 円 |
| 3 | 補助事業の対象経費 | 金 円 |
| 4 | 補助金の額 | 金 円 |

年 月 日

北上市長 様

請求者（個人の場合は、住所及び氏名）

所在地

名称

代表者名

北上市優良建築物等整備事業補助金請求書

年 月 日付け 第 号で額の確定の通知のあった北上市優良建築物等整備事業補助金について、北上市優良建築物等整備事業補助金交付要綱第20第1項の規定により、次のとおり請求します。

記

- 1 補助事業の名称 地区優良建築物等整備事業
- 2 請求金額 金 円
- 3 補助金の振込先口座
- 4 添付書類
北上市優良建築物等整備事業補助金確定通知書の写し

様式第15号（第22関係）

北上市指令 第 号

所在地

名称

代表者名

北上市優良建築物等整備事業補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け 第 号により通知した北上市優良建築物等整備事業補助金交付決定の全部（一部）を次のとおり取り消したので、北上市優良建築物等整備事業補助金交付要綱第22第2項の規定により通知します。

年 月 日

北上市長



- | | | |
|---|-----------|--------------|
| 1 | 補助事業の名称 | 地区優良建築物等整備事業 |
| 2 | 補助金交付決定額 | 金 円 |
| 3 | 取消額 | 金 円 |
| 4 | 取消後の交付決定額 | 金 円 |
| 5 | 取消の理由 | |

様式第16号（第23関係）

北上市指令 第 号

所在地

名称

代表者名

北上市優良建築物等整備事業補助金返還命令書

北上市優良建築物等整備事業補助金交付要綱第23の規定により、次のとおり返還を命ずる。

年 月 日

北上市長



補助事業の名称	地区優良建築物等整備事業		
補助金交付決定額			円
補助金の既交付額	年 月 日交付		円
	年 月 日交付		円
	計		円
補助金の交付確定額			円
返還すべき金額			円
返還期限	年 月 日	まで	
返還を命ずる理由			
返還方法			

様式第17号（第24関係）

30cm
以上

この建築物は、優良建築物等整備事業により、国土交通省及び北上市から補助を受け、建築したものです。

年 月

事業名： 地区優良建築物整備事業

事業施行者：

50cm 以上

※ 標示板は、耐久性及び耐候性に富み、容易に破損しない材質であること。